

広島県が「新長期規制(平成 28 年規制含)適合車導入助成金交付要領

平成 19 年 3 月 22 日制定

令和 4 年 3 月 24 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

(目的)

環境対策の更なる推進を図るとともに、会員事業者の費用負担軽減に資することを目的として、会員事業者がポスト新長期規制(平成 28 年規制含)適合車を導入する際の経費の一部を助成するため、公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)の単独助成制度として下記のとおり定める。

1. 対象車両

令和 4 年度中(令和 5 年 3 月 10 日までに初度登録及び移転登録を完了すること)に購入、割賦購入又はリースにより導入する最大積載量が 2 トンクラス以上のポスト新長期規制(平成 28 年規制含)適合車とする。

ただし、リースにより導入の場合は、平成 1 8 年度以降に全日本トラック協会又は広ト協に登録されているリース会社との契約を条件とする。

2 前項の車両は、広島県にて初度登録及び移転登録する車両でなければならない。

2. 助成金額

大型車 10 万円

中型車 7 万円

小型車 3 万円

※車種クラスの区分は別表のとおり

3. 申請受付期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 1 0 日までとする。

4. 申請方法

助成を希望する会員事業者は、導入完了後に助成金交付申請書(別紙)に必要な事項を記入の上、関係書類を添付して令和 5 年 3 月 1 0 日までに協会本部に直接提出する。

助成は申請順とし、予算額に達した場合は申請受付を締め切る。

5. 助成金の交付

申請が適正で助成対象と認めるときは、次により助成金を交付する。

(1) 「購入」、「割賦購入」により導入した場合は、会員事業者に交付する。

(2) 「リース」により導入した場合は、リース会社に交付する。

6. 助成金の返還

協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

7. 財産処分等の制限

会員事業者は、対象車両が導入の日から起算して4年を過ぎるまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、県外への「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

また、対象車両が導入の日から起算して1年を過ぎるまでの期間は、県外の事業所への移転を行ってはならない。

ただし、あらかじめ広ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(附 則)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

車種クラス区分	メーカー	対象車名(通称名)
大型車	いすゞ	ギガ
	日野	プロフィア
	ボルボ	(ボルボ)
	三菱ふそう	スーパーグレート
	UDトラックス	クオン、コンドル
	スカニア	(スカニア)
中型車	いすゞ	フォワード
	日野	レンジャー
	三菱ふそう	ファイター
	UDトラックス	コンドル(中型車ベース)
小型車	いすゞ	エルフ
	トヨタ	ダイナ、トヨエース
	日野	デュトロ
	マツダ	タイタン
	三菱ふそう	キャンター
	UDトラックス	カゼット(小型車ベース)

※ 過去3年間に申請があった車名を掲載したものであり、この表に掲載されていないものについては個別に判定を行う。